

神勞発基 1206 第 3 号
令和 4 年 12 月 6 日

公益社団法人
神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度
の測定の方法等の適用等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 5 月 31 日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 190 号）につきましては公布日から施行（一部については、令和 5 年 4 月 1 日又は令和 6 年 4 月 1 日から施行）することとされ、この一環として、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により、有機溶剤、鉛、特定化学物質及び粉じん（以下「有機溶剤等」という。）に係る作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業環境の改善の可否等について、作業環境管理専門家の意見を聴き、当該専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難であると判断した場合等は、厚生労働大臣の定めるところにより、有機溶剤等の濃度を測定しなければならないこと等が義務付けられたところです。

今回、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和 4 年厚生労働省告示第 341 号）について、令和 4 年 11 月 30 日に告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することに関して、別添 1 のとおり、令和 4 年 11 月 30 日付け基発 1130 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から通知があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本告示の内容が傘下会員事業場等に周知されるよう御協力をお願い申し上げます。

基 発 1130 第 1 号
令和 4 年 11 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度
の測定の方法等の適用等について

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和 4 年厚生労働省告示第 341 号）については、令和 4 年 11 月 30 日に告示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたところである。その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

今般、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく新たな化学物質管理の仕組みが定められたことの一環として、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により、有機溶剤、鉛、特定化学物質及び粉じん（以下「有機溶剤等」という。）に係る作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業環境の改善の可否等について、作業環境管理専門家の意見を聴き、当該専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難であると判断した場合等は、厚生労働大臣の定めるところにより、有機溶剤等の濃度を測定しなければならないこと等が義務付けられたところである。

本告示は、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令による改正後の有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 28 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 2 号、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」という。）第 52 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 2 号、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号

及び第2号並びに粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第26条の3の2第4項第1号及び第2号の規定に基づき、空気中の有機溶剤等の濃度の測定、呼吸用保護具の使用及び当該呼吸用保護具が適切に使用されていることの確認について規定したものである。

2 告示の概要

（1）有機溶剤等の濃度の測定関係

有機則第28条の3の2第4項第1号、鉛則第52条の3の2第4項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び粉じん則第26条の3の2第4項第1号に規定する場所における有機溶剤等の濃度の測定の方法について、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）に基づく方法又は個人ばく露測定における測定方法とし、その試料採取方法及び分析方法を規定したものであること。

（2）呼吸用保護具の使用関係

有機則第28条の3の2第4項第1号、鉛則第52条の3の2第4項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び粉じん則第26条の3の2第4項第1号に規定する有効な呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定するとともに、要求防護係数の計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた指定防護係数の値を規定したものであること。

（3）呼吸用保護具の装着の確認関係

有機則第28条の3の2第4項第2号、鉛則第52条の3の2第4項第2号、特化則第36条の3の2第4項第2号及び粉じん則第26条の3の2第4項第2号に規定する（2）の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法として、当該呼吸用保護具を使用する労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下「フィットファクタ」という。）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認することを規定するとともに、フィットファクタの計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタの値を規定したものであること。

3 適用日

本告示は、令和6年4月1日から適用することとしたこと。

第2 細部事項

1 有機溶剤等の濃度の測定関係（第1条、第4条、第7条及び第10条関係）

（1）第1項関係

ア 本項において規定される測定は、呼吸用保護具の選定のための要求防護係数を算出するための測定であるところ、測定基準第10条第5項各号に定める測定の方法（以下「個人サンプリング法」という。）が、労働者個人のばく露する濃度を適切に測定することができる方法であることを踏まえ、個人サンプリング法を実施することができない物質を除き、個人サンプリング法による測定を義務付ける趣旨であること。同様の趣旨により、個人サンプリング法を実施できる物質については、第2項で規定する測定（以下「個人ばく露測定」という。）を認める趣旨であること。

イ 本項で定める測定は、測定基準に定める測定方法であることから、有機則第28条第2項、鉛則第52条第1項、特化則第36条第1項、粉じん則第26条第1項に基づく作業環境測定と兼ねることができること。一方、個人ばく露測定は、測定基準で規定する測定方法ではないため、屋内作業場等に対して行う作業環境測定と兼ねることはできず、別途、測定基準に定める方法で作業環境測定を実施する必要があること。

（2）第2項関係

ア 本項第1号の「労働者の呼吸する空気中の有機溶剤等の濃度を測定するために最も適切な部位」とは、労働者の呼吸域（当該労働者が使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径30センチメートルの、顔の前方に広がった半球の内側をいう。以下同じ。）をいうものであること。ただし、呼吸用保護具を使用することにより労働者の呼吸域に試料採取機器の吸気口を装着できない場合等は、労働者の呼吸域にできるだけ近い位置とすること。

イ 本項第2号の「労働者にばく露される有機溶剤等の量がほぼ均一であると見込まれる作業」（以下「均等ばく露作業」という。）には、作業方法が同一であり、作業場所等の違いが有機溶剤等の濃度に大きな影響を与えないことが見込まれる作業が含まれること。

ウ 本項第2号の「適切な数（2以上に限る。）の労働者」とは、原則として均等ばく露作業に従事する全ての労働者であるが、作

業内容等の調査結果を踏まえ、均等ばく露作業におけるばく露状況の代表性を確保できる方法により抽出した2人以上の労働者を含める趣旨であること。

エ 本項第3号の「第1号の作業に従事する全時間」には、本項第1号の作業の準備作業、当該作業の間に行われる作業、当該作業後の片付け等の関連作業の時間が一連の作業時間として含まれること。ただし、本項第1号の作業と関連しない作業の時間は含まれないこと。なお、有機溶剤等の濃度の測定を断続的に行ったために複数の測定値がある場合は、測定時間に対する時間加重平均により、本項第1号の作業に従事した全時間の有機溶剤等の濃度を評価すること。

オ 本告示第10条第2項第4号イの「分粒装置」（試料空気中の粉じんの分粒のため、試料採取機器に接続する装置をいう。）は、レスピラブル（吸入性）粉じん（分粒特性が4マイクロメートル50%カットである粉じん）を適切に分粒できることが製造者又は輸入者により明らかにされているものであること。

（3）第3項関係

ア 本項に規定する測定は、測定精度の確保の観点から、測定の定量下限値が管理濃度の10分の1以下となるものである必要があること。

イ 測定の精度を担保するため、測定方法の決定並びに試料採取方法及び試料採取機器の選定については、第一種作業環境測定士等十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

2 呼吸用保護具の使用関係（第2条、第5条、第8条、第11条及び別表第1～第5関係）

（1）第1項関係

本項は、作業に従事する労働者に十分な性能を有する呼吸用保護具を使用させるため、有機則第28条の3の2第4項第1号、鉛則第52条の3の2第4項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び粉じん則第26条の3の2第4項第1号に規定する「有効な」呼吸用保護具の要件を規定する趣旨であること。

（2）第2項関係

本項で定める要求防護係数は、測定の結果得られた有機溶剤等の濃度の値が管理濃度の何倍であることを示す趣旨であること。

（3）第3項関係

本項各号で定める「有機溶剤等の濃度の測定の結果得られた値」については、1で定める測定の方法に応じ、測定の結果得られた値のうち、最も高い値とする趣旨であること。

(4) 第4項（本告示第2条にあっては第5項）及び別表第1～第5関係

ア 本項（本告示第2条にあっては第5項）及び別表第1から第4までは、呼吸用保護具の種類に応じて、指定防護係数の値を規定する趣旨であること。なお、指定防護係数は、呼吸用保護具の種類ごとに、実際の作業における測定又はそれと同等の測定の結果により得られた防護係数（呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度を当該呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度で除したものの。以下同じ。）の値の集団を統計的に処理し、当該集団の下位5%に当たる値として決定された値であること。

イ 本項（本告示第2条にあっては第5項）ただし書及び別表第5は、別表第1から第4までに規定する指定防護係数の例外を規定する趣旨であること。具体的には、別表第5に掲げる呼吸用保護具の種類のうち、特定の呼吸用保護具の防護係数が、別表第5に規定する指定防護係数の値よりも高い値を有することが製造者により明らかにされているものについては、別表第5に規定する値を指定防護係数とすることを認める趣旨であること。

(5) 第2条第6項及び第7項並びに第8条第5項及び第6項関係

ア 第2条第6項及び第8条第5項の「十分な除毒能力を有する吸収缶」とは、作業環境中の有機溶剤等の濃度に対して除毒能力に十分な余裕のあるものをいうものであること。

イ 第2条第7項及び第8条第6項の「破過」とは、吸収缶が除毒能力を喪失することをいうものであり、本項は、吸収缶が使用時間の経過により破過することを防止するために、吸収缶が破過する前に、作業を終了し、又は、新しい吸収缶に交換することを求める趣旨であること。

ウ ガス又は蒸気状の有機溶剤等が粉じん等と混在している作業環境で使用する呼吸用保護具は、粉じん等を捕集する防じん機能と除毒機能の両方を有するものであること。

(6) その他

ア 金属の粉末等、粉じん則の適用と同時に、鉛則又は特化則の適用がある物を取り扱う作業場所での呼吸用保護具の要求防護係数については、本告示第11条及び第5条又は第8条の規定に基づきそれぞれ算出された要求防護係数のうち、最大のものを当該呼吸

用保護具の要求防護係数として取り扱うこと。

- イ 特化則第2条第1項第3号の3に規定する特別有機溶剤等に該当し、かつ、特化則第36条の5に規定する特定有機溶剤混合物にも該当する物については、本告示第2条第3項各号に基づき含有量が重量の1%を超える特別有機溶剤について当該特別有機溶剤ごとの測定結果の評価を行うとともに、本告示第2条第4項の規定に基づき混合有機溶剤としての測定結果の評価も行わなければならないこと。

3 呼吸用保護具の装着の確認関係（第3条、第6条、第9条及び第12条関係）

（1）第1項関係

- ア 本項は、作業に従事する労働者が、呼吸用保護具を適切に装着しているかを確認するため、有機則第28条の3の2第4項第2号、鉛則第52条の3の2第4項第2号、特化則第36条の3の2第4項第2号及び粉じん則第26条の3の2第4項第2号に規定する確認の方法を規定する趣旨であること。

また、呼吸用保護具の装着の確認は、面体と顔面の密着性等について確認する趣旨であることから、「呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）」という規定は、フード形、フェイスシールド形等の面体を有しない呼吸用保護具を本項の確認の対象から除く趣旨であること。

- イ 本項の「日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法」には、日本産業規格T8150に定める「定量的フィットテスト」による方法が含まれること。また、本項の「これと同等の方法」には、日本産業規格T8150に定める「定性的フィットテスト」（半面形面体を有する呼吸用保護具に対して行うものに限る。）のうち、定量的な評価ができる方法が含まれること。

- ウ 本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。

（2）第2項関係

- ア 本項の「フィットファクタ」は、呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度が、呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度の何倍であるかを示す趣旨であること。

- イ 本項の「測定対象物」には、日本産業規格T8150に定める「定

量的フィットテスト」及び「定性的フィットテスト」で使用される空気中の粉じん、エアロゾル等が含まれること。

(3) 第3項関係

本項の「要求フィットファクタ」の値は、米国労働安全衛生庁（OSHA）の規則等を踏まえて決定したものであること。

○厚生労働省告示第三百四十一号

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の三の二第四項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第四項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第四項第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第四項第一号及び第二号の規定に基づき、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等

（有機溶剤の濃度の測定の方法等）

第一条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第二十八条の三の二第四項（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」とい

う。第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下この条及び第七条において「令」という。）第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあつては、令第二十一条第七号の屋内作業場における空気中の特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下第三項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定のうち、塗装作業等有機溶剤の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。次条第四項において同じ。）において行われるもの測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法

二 前号に掲げる測定以外のもの 測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

2 前項の規定にかかわらず、有機溶剤の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、有機則第二十八条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の有機溶剤の濃度を測定するためにも最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される有機溶剤の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあつては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性

能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第二条 有機則第二十八条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 PF_r 、 C 及び C_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

PF_r 要求防護係数

C 有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値

C_0 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号。以下この条及び第八条において「評価基準」という。）別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

3 前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定める値とする。

一 C測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合又はA測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。） 空气中の有機溶剤の濃度の第一評価値（評価基準第二条第一項（評価基準第四条において読み替えて準用する場合を含む。）の第一評価値をいう。以下同じ。）

二 C測定及びD測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はA測定及びB測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合 空气中の有機溶剤の濃度の第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を行った場合又は二以上の者に対してD測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

4 有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所においては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第二項の管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

5 第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の有機溶剤の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

6 呼吸用保護具は、ガス状の有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該有機溶剤の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸収缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなければ

ばならない。

7 前項の吸収缶は、使用時間の経過により破過したものであつてはならない。

第三条 有機則第二十八条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法は、同項第一号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格T八一五〇（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この条において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

2 フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

$$F F = \frac{C_{out}}{C_{in}}$$

この式において、 F 、 C_{out} 及び C_{in} は、それぞれ次の値を表すものとする。

F フィットファクタ

C_{out} 呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度

「C_{in} 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度

3 第一項の要求フィットファクタは、呼吸用保護具の種類に応じ、次に掲げる値とする。

- 一 全面形面体を有する呼吸用保護具 五〇〇
- 二 半面形面体を有する呼吸用保護具 一〇〇

（鉛の濃度の測定の方法等）

第四条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二

第四項第一号の規定による測定は、測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、鉛の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、鉛則第五十二条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の鉛の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される鉛の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条 鉛則第五十二条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C}{\quad}$$

C_0

この式において、 P 、 F_r 、 C 及び C_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

P F_r
要求防護係数

C
鉛の濃度の測定の結果得られた値

C_0
 mg / m^3

3 前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める値とする。

一 C 測定（測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。） 空气中の鉛の濃度の第一評価値

二 C 測定及び D 測定（測定基準第十一条第三項において準用する測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合 空气中の鉛の濃度の第一評価値又は D 測定の測定値（二以上の者に対して D 測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最

大の値)のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一、別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の鉛の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

第六条 第三条の規定は、鉛則第五十二条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

(特定化学物質の濃度の測定の方法等)

第七条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一 令別表第三第一号6又は同表第二号9から11まで、13、13の2、19、21、22、23、27の2若しくは33に掲げる物（以下この条において「特定低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定 測定基準
第十条第五項各号に定める方法

二 令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下第八条において「特定化学物質」という。）であつて、前号に掲げる物以外のものの濃度の測定 測定基準第
十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

2 前項の規定にかかわらず、特定低管理濃度特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定低管理濃度特定化学物質

の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される特定低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3 前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第八条 特化則第三十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 PF_r 、 C 及び C_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

PF_r 要求防護係数

C 特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値

C_0 評価基準別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

3 前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

- 一 C 測定（測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合又は A 測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。） 空气中の特定化学物質の濃度の第一評価値

二 C測定及びD測定（測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はA測定及びB測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合 空気中の特定化学物質の濃度の第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を行った場合又は二以上の者に対してD測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の特定化学物質の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が、当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸

用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

5 呼吸用保護具は、ガス状の特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該特定化学物質の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸収缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなければならない。

6 前項の吸収缶は、使用時間の経過により破過したものであつてはならない。

第九条 第三条の規定は、特化則第三十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

（粉じんの濃度の測定の方法等）

第十条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第二条第一項及び第二項に定める方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場

所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

四 粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、口に掲げる方法による場合においては、粉じん則第二十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正を受けた測定機器を使用しなければならない。

イ 測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

ロ 相対濃度指示方法（二以上の試料空気の採取においてイに掲げる方法を同時に行うことによつて得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

3 前二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

第十一条 粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF_r = \frac{C}{C_0}$$

この式において、 PF_r 、 C 及び C_0 は、それぞれ次の値を表すものとする。

PF_r 要求防護係数

C 粉じんの濃度の測定の結果得られた値

C。 $3 \cdot 0 / (1 \cdot 19Q + 1)$ (この式において、Qは、当該粉じんの遊離けい酸含有率(単位パーセント)の値を表すものとする。)

3 前項の粉じんの濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一 A測定(測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。)を行った場合(次号に掲げる場合を除く。) 空気中の粉じんの濃度の第一評価値

二 A測定及びB測定(測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。)を行った場合 空気中の粉じんの濃度の第一評価値又はB測定の測定値(二以上の測定点においてB測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値)のうちいずれか大きい値

三 前条第二項に定めるところにより測定を行った場合 当該測定における粉じんの濃度の測定値のうち最大の値

4 第一項の指定防護係数は、別表第一、別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作

業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じんの濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

第十二条 第三条の規定は、粉じん則第二十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

別表第一（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

防じんマスクの種類					
取替え式		全面形面体			指定防護係数
半面形面体					
RS二又はRL二	RS三又はRL三	RS一又はRL一	RS二又はRL二	RS三又はRL三	
一〇	一〇	四	一四	五〇	

備考 R S 一、R S 二、R S 三、R L 一、R L 二、R L 三、D S 一、D S 二、D S 三、D L 一、D L 二及びD L 三は、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第一条第三項の規定による区分であること。	使い捨て式			R S 一又はR L 一	四
	D S 一又はD L 一	D S 二又はD L 二	D S 三又はD L 三		

別表第二（第二条及び第八条関係）

防毒マスクの種類	指定防護係数
全面形面体	五〇
半面形面体	一〇

別表第三（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

電動ファン付き呼吸用保護具の種類	指定防護係数
------------------	--------

備考 S 級、A 級及び B 級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。P S 一、P S 二、P S 三、P L 一、P L 二及び P L 三は、同条第五項の規定による区分（別表第五において	全面形面体			S 級	P S 三又は P L 三	一、〇〇〇
	A 級			P S 二又は P L 二	九〇	
	A 級又は B 級			P S 一又は P L 一	一九	
	半面形面体			P S 三又は P L 三	五〇	
	A 級			P S 二又は P L 二	三三	
	A 級又は B 級			P S 一又は P L 一	一四	
	フード形又はフェイスシールド形			P S 三又は P L 三	二五	
	A 級				二〇	
	S 級又は A 級			P S 二又は P L 二	二〇	
	S 級、A 級又は B 級			P S 一又は P L 一	一一	

同じ。）であること。

別表第四（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

その他の呼吸用保護具の種類		循環式呼吸器								
		全面形面体			半面形面体			全面形面体		
		圧縮酸素形かつ陽圧形	圧縮酸素形かつ陰圧形	酸素発生形	圧縮酸素形かつ陽圧形	圧縮酸素形かつ陰圧形	酸素発生形	全面形面体	半面形面体	空気呼吸器
		一〇、〇〇〇	五〇	五〇	五〇	一〇	一〇	一〇、〇〇〇	五〇	五〇
		指定防護係数								

		エアラインマスク				ホームマスク			
		全面形面体		半面形面体		全面形面体		半面形面体	
デマンド形		プレッシャデマンド形		デマンド形		一定流量形		プレッシャデマンド形	
一〇		一、〇〇〇〇		五〇		一、〇〇〇〇		五〇	
				五〇		一〇		二五	
				一定流量形		一定流量形		フード形又はフェイスシールド形	
				デマンド形		プレッシャデマンド形		半面形面体	
				一定流量形		一定流量形		全面形面体	
				電動送風機形		電動送風機形		全面形面体	
				手動送風機形又は肺力吸引形		手動送風機形又は肺力吸引形		全面形面体	
				電動送風機形		電動送風機形		全面形面体	
				手動送風機形又は肺力吸引形		手動送風機形又は肺力吸引形		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体		全面形面体	
				半面形面体		半面形面体			

別表第五（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

		フード形又はフェイスシールド形		電動送風機形	二五
表第五（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）					
呼吸用保護具の種類					指定防護係数
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	S級かつPS三又はPL三				三〇〇
フード形の電動ファン付き呼吸用保護具					一、〇〇〇
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具					三〇〇
フード形のエアラインマスク	一定流量形				一、〇〇〇

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化 (省令の内容)

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。
- ② 当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。（告示事項）
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。（告示事項）
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、（2）及び（3）の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。

(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

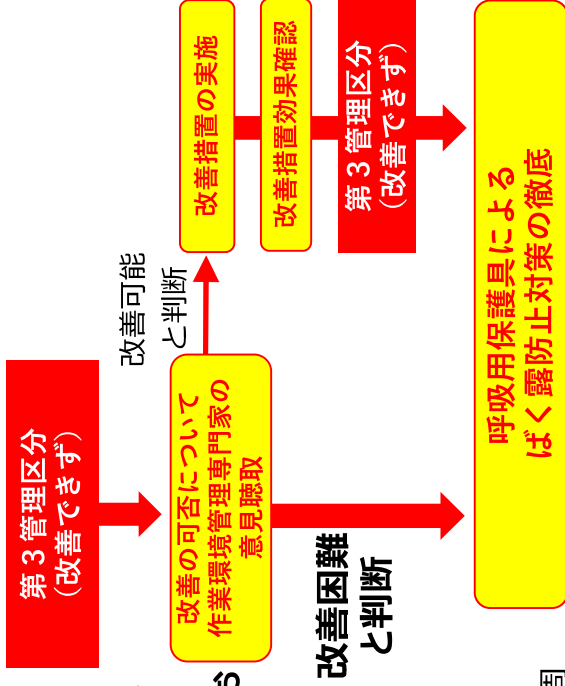
- ① 6月以内ごと（鉛の場合は1年以内ごと）に1回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

※ 今回の改正に伴い、石綿則、粉じん則についても同様に、作業環境測定の結果等に関する労働者への周知規定を設ける。

2024(R6).4.1 施行



作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 (厚生労働大臣告示の内容)

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	・ 作業環境測定 個人サンプリング法(※1) が 原則。ただし、個人サンプリ ング法が不可の物質は A B 測定 (※2)を実施。 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 個人サンプリング法(※1) が原則。 ただし、個人サンプリング法が不可 の物質は A B 測定(※2)を実施。 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 (個人サンプリング法(※1)) 又は ・ 個人ばく露測定(※3)	・ 作業環境測定 (A B 測定(※2)) 又は ・ 個人ばく露測定(※3)
測定対象物質	・ 個人サンプリング法及び個人 ばく露測定ともにベリリウム およびその他の化合物他12物質 (低管理濃度特化物) ・ AB測定は低管理濃度特化物以 外の特化物	・ 個人サンプリング法は塗装作業等 の発散源の場所が一定しない作業 で用いる有機溶剤等 ・ AB測定は個人サンプリング法対 象作業以外の作業における有機溶 剤等 ・ 個人ばく露測定は全ての有機溶剤	・ 個人サンプリング法及び 個人ばく露測定ともに鉛	・ AB測定及び個人ばく露測 定ともに全ての粉じん
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。			$PF_r = C / C_o$ $PF_r : \text{要求防護係数}$ $C : \text{濃度の測定の結果得られた値(※3)}$ $C_o : \text{作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度}$
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法（フィットテスト）により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ $FF : \text{フィットファクタ}$ （労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数） $C_{out} : \text{呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度}$ $C_{in} : \text{呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度}$ 要求フィットファクタ ：全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			$PF_r = C / C_o$ $C_o = 3.0 / (1.19Q + 1)$ $Q : \text{遊離けい酸含有率}$

※1：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定（C・D測定ともいう。）D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2：A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定する方法

※4：作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする（第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。）。